

証券コード 6138  
2022年6月6日

株 主 各 位

大阪市平野区加美東2丁目1番18号  
ダイジェット工業株式会社  
取締役社長 生悦住 歩

## 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市平野区加美北9丁目16番18号  
本社別館会議室（本社事務所北側）

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等  
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
**第5号議案** 故代表取締役会長生悦住 望氏に対する弔慰金贈呈の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dijet.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dijet.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 株主の皆様へのお願い

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より当社では株主総会所要時間の短縮を目指した運営を行います。株主様におかれましては、できる限り株主総会へのご出席を見合わせていただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席される株主様につきましては、咳や発熱の有無等健康状態を十分ご確認のうえお越しくくださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場内では、常時マスクのご着用と、手洗いや手指消毒にご協力くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展に伴い活動制限が緩和され、経済活動の正常化の動きが続いたものの、原材料の高騰や半導体・部品等の供給制約に加え、ウクライナ情勢による地政学的リスクの高まりから、世界経済の減速が懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の活動制限下において、リモートによる商談打合せ、WEBセミナー、メールやSNSによる製品紹介など新たな営業活動にも取り組み、販売の拡大につとめました。

切削工具につきましては、顧客ニーズに沿った新製品の開発に注力し、高精度ソリッドドリル「ストライクドリル」、5軸加工用工具の新ブランド「縦横無尽シリーズ」など12アイテムを発売するとともに、2年ぶりのリアル展示会となる「INTERMOLD東京」、「メカトロテックジャパン2021」に出展してPR活動を行い、キャンペーンなども実施して新製品の販売拡大につとめました。

また、耐摩耗工具につきましては、省タングステン材料である「サーメタル」製品を新規業界へ営業展開を図り、多様化するニーズに対応できるようにつとめました。

連結売上高は、前年同期比17.1%増の8,067百万円となりました。このうち国内販売は前年同期比12.6%増の4,091百万円となり、輸出は同22.1%増の3,976百万円となりました。輸出の地域別では、北米向けが前年同期比22.9%増の799百万円、欧州向けが同18.2%増の1,106百万円、アジア向けが同24.9%増の2,037百万円、その他地域向けが同14.1%減の31百万円となり、この結果、連結売上高に占める輸出の割合は、前年同期に比べ2.0ポイント増加し49.3%となりました。

製品別では、焼肌チップが前年同期比9.7%増の692百万円、切削工具が同21.8%増の6,457百万円、耐摩耗工具が同4.5%増の902百万円となりました。

収益面では、売上高の増加や売上原価率が改善したこと等により、営業利益は10百万円（前年同期は営業損失540百万円）、経常利益は19百万円（前年同期は経常損失519百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は64百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失643百万円）となりました。

なお、当説明内における前年同期比較は、前期において「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用したと仮定して算定した売上高に基づいて実施しております。

### 製品別売上高

区 分	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
焼 肌 チ ッ プ	631,459	9.2	692,681	8.6	61,222	9.7
切 削 工 具	5,299,753	76.9	6,457,294	80.0	1,157,541	21.8
耐 摩 耗 工 具	863,849	12.5	902,812	11.2	38,963	4.5
そ の 他	92,982	1.3	14,340	0.2	△78,642	△84.6
計	6,888,043	100.0	8,067,127	100.0	1,179,084	17.1
(うち海外売上高)	(3,255,629)	(47.3)	(3,976,079)	(49.3)	(720,450)	(22.1)

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当販売実績表の前連結会計年度においても当該会計基準を適用したと仮定して売上高を算出しております。これにより前連結会計年度の売上高が204,111千円、当連結会計年度の売上高が264,397千円減少しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に、注力商品の生産拡大および生産効率向上のため、419百万円の設備投資を実施いたしました。内訳は、合金製造設備96百万円、切削工具製造設備240百万円などであります。なお、所要資金については、自己資金を充当いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資や社債発行等による重要な資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

わが国産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が高止まりをしていた状況がようやく落ち着きを見せ始め、経済活動回復への期待が高まる一方で、ウクライナ情勢の深刻化、半導体・部品不足、原材料の価格上昇、物流ひっ迫等によって世界的な景気の減速が懸念され、今後も不透明な経営環境が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き、より収益性が高く、効率的な事業活動の基盤を構築するために、以下の取組みを推進してまいります。

- 1 販売体制の強化
  - ・得意商品の受注生産体制の確立
  - ・国内における得意商品の拡販と、得意商品を創造・育成する国内販売体制の構築
  - ・海外拠点と本社の連携強化と持続可能な世界販売体制の整備
  - ・マーケティング戦略に基づく自社製品の強みに適合した市場の開拓
- 2 収益性の向上・生産技術力の強化
  - ・原材料等の価格上昇リスクにも対応できる原価低減の徹底
  - ・自動化と業務効率改善による製造工程の短縮・生産性の最大化
  - ・アワーレートの低減やプロダクトライフサイクルに基づいた製品管理
- 3 新製品の開発促進
  - ・「高速・高能率・高精度」をキーワードとした最速製品化を実現できる新製品開発体制の再構築
  - ・ユーザーニーズに即した提案型商品、革新的なオリジナル商品およびコア商品の開発推進
  - ・環境負荷低減・EV化部品等に対応した次世代製品の開発
- 4 人事労務施策の推進
  - ・新人事評価制度の定着による人材育成の促進
  - ・働き方改革および健康経営推進による生産性の向上と労働環境の整備
- 5 社会的責任への対応
  - ・持続可能な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスの更なる充実
  - ・コンプライアンス体制の整備および運用の徹底
  - ・大規模自然災害への対策推進
  - ・ESGを重視したサステナブル経営の推進

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2019年3月期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2020年3月期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2021年3月期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2022年3月期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高(千円)	9,998,993	9,046,377	7,092,154	8,067,127
営業利益又は 営業損失(△)(千円)	452,775	213,594	△540,350	10,054
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	538,368	236,872	△519,391	19,895
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	407,238	158,441	△643,485	64,765
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	137.00	53.31	△216.51	21.79
総 資 産(千円)	17,163,896	17,072,057	16,148,199	16,079,703
純 資 産(千円)	7,498,312	7,215,744	6,951,325	7,178,859
1株当たり純資産額(円)	2,522.53	2,427.68	2,338.91	2,415.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
D I J E T I N C.	800千米ドル	100%	超硬工具の販売
D I J E T G m b H	100千ユーロ	100%	超硬工具の販売

### ③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司	2,700万人民幣	50%	冷間鍛造金型の製造・販売

(注) 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司は持分法適用会社であります。

### ④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、炭化タングステン粉末を主要原料として粉末冶金法によって超硬合金（チップ）を作り、さらにその超硬合金を使用して超硬工具を製造販売しております。

主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品名
焼肌チップ	チップ
切削工具	刃先交換式チップ、エンドミル、ドリル、カッタ
耐摩耗工具	金型、電子関連製品、ダイス、パンチ
その他	環境関連製品他

## (8) 主要な営業所および工場

### ①当 社

本 社：大阪市平野区  
支 店：東京（神奈川県）、名古屋、大阪  
営 業 所：北関東（群馬県）、広島  
駐在員事務所：バンコク（タイ）、上海（中国）、広東（中国）、  
ムンバイ（インド）  
生 産 拠 点：大阪、三重、富田林（大阪府）

### ②子 会 社

海 外：D I J E T I N C.（米国）  
海 外：D I J E T G m b H（ドイツ）

### ③関連会社

海 外：黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司（中国）

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
415名(91名)	12名減

(注) 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
402名(91名)	12名減	40才5ヶ月	17年4ヶ月

(注) 臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,191,372 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	953,350

(注) 当社グループにおいては、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うことを目的として、取引銀行4行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行状況は次のとおりであります。

借入極度総額 2,000,000千円  
借入実行残高 800,000千円  
差引借入未実行残高 1,200,000千円



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,971,884株(自己株式 21,115株を除く。)
- (3) 株 主 数 2,184名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	204 千株	6.86 %
ダイジエット取引先持株会	195	6.58
株式会社みずほ銀行	147	4.97
ダイジエット持株会	138	4.68
シルバークロイ株式会社	135	4.54
生 悦 住 望	133	4.49
株式会社三菱UFJ銀行	124	4.19
明治安田生命保険相互会社	85	2.88
共栄火災海上保険株式会社	82	2.79
ダイジエット共栄会	75	2.54

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (21,115株) を控除して算出してあります。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
生悦住 望	代表取締役会長	
生悦住 歩	代表取締役社長	
古 林 雄 一	常務取締役	経営企画部長 黛杰漢金(滄州)精密模具有限公司 董事長
安 藤 信 夫	取締役	総務部長兼経理部長
藤 井 繁 光	取締役	三重事業所長
井 川 貴 夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小 島 康 秀	取締役 (監査等委員)	公認会計士(小島康秀公認会計士事務所)
平 井 満	取締役 (監査等委員)	弁護士(平井満法律事務所)

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員を除く)中田敏也氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2021年6月25日開催の第95回定時株主総会において、藤井繁光氏が取締役(監査等委員を除く)に新たに選任され、就任いたしました。
3. 2021年6月25日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)松本泰三氏は任期満了により退任いたしました。
4. 2021年6月25日開催の第95回定時株主総会において、井川貴夫氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役(監査等委員を除く)生悦住 望氏は、2021年12月8日逝去により退任いたしました。なお、当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。
6. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井 満の両氏は、社外取締役であります。
7. 取締役(監査等委員)小島康秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 常勤者の有する高度な情報収集能力に基づき質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や会計監査人および内部監査部門との連携においても常勤の監査等委員の役割、活動が重要であること、さらには、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図る等のため、井川貴夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
9. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井 満の両氏は、東京証券取引所に対し、取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）ならびに当社子会社および当社関連会社のこれらの者と同様の地位にある者。ただし、当社関連会社の当該地位にある者については、当社または当社子会社との兼務者もしくは当社または当社子会社からの出向者に限る。

#### ②保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等に関する事項

##### ①取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当社は、2021年2月5日開催の取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その基本方針は、会社業績との連動性を考慮しつつ、職責と成果を反映させた報酬体系とすることであり、その報酬は、基本報酬である月額報酬と短期的な業績連動報酬である役員賞与より構成することとしております。

月額報酬には、役員持株会で一定数の株の購入資金に充てる目的で支給する株価連動型報酬を含むものとしております。

イ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬である月額報酬は、固定報酬と株価連動型報酬としており、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

株価連動型報酬は、月額固定報酬の一定割合を自社株式取得目的報酬として支給し、これを当社役員持株会に拠出して一定数まで継続的に取得し、取得株式は役員在任期間中保有するものとしております。

ウ. 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率を業績指標として算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期（翌事業年度）に支給することとしております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

当該業績指標を選定した理由は、各取締役（監査等委員を除く）の当該事業年度の業績目標の達成に対する意識を高めるためであります。

目標となる業績指標とその値については、適宜、環境の変化に応じて監査等委員会の答申および取締役会の審議を踏まえ、見直しを行うものとしております。

なお、当社は非金銭報酬等は設定しておりません。

エ. 当社の取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、監査等委員会の意見を尊重し、取締役会において検討を行い、決定します。各取締役（監査等委員を除く）の報酬等の種類ごとの目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝8：2（固定報酬：株価連動型報酬：業績連動報酬等＝7：1：2）としております（業績指標を100%達成の場合）。

## ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月26日開催の第89回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額1億8,000万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額4,000万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

## ③取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2021年6月25日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長生悦住 歩氏が取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬と額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の月額基本報酬の額および業績指標の各達成率を踏まえた各取締役（監査等委員を除く）の賞与の配分としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役（監査等委員を除く）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、監査等委員会に原案に対する意見を聴取し、当該答申の内容を尊重し、決定しなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員）の報酬については、監査等委員会の協議により、株主総会で承認された報酬の範囲内で、個別の月額報酬（株価連動型報酬含む）および役員賞与を決定しております。

取締役（監査等委員）の役員賞与は、一定額として支給額を決定しており、支給割合は報酬総額の10%未満としております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

⑤取締役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	6名	67,290千円	67,290千円	－千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (2名)	12,750千円 (4,800千円)	12,750千円 (4,800千円)	－千円 (－千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (2名)	80,040千円 (4,800千円)	80,040千円 (4,800千円)	－千円 (－千円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 当事業年度の業績連動報酬等につきましては、前事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率等を総合的に勘案し、不支給としております。当事業年度の業績指標である期初に設定した連結業績予想は、売上高9,200百万円、営業利益300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益240百万円であり、その実績は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①取締役（監査等委員）小島康秀氏に関する事項

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

小島康秀公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

##### a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、公認会計士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

### ②取締役（監査等委員）平井 満氏に関する事項

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

平井満法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

##### a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

清友監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

26,000千円

#### ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度における監査計画および会計監査の実施状況について分析・評価を行い、また、担当会計士の専門性等をヒアリングするとともに必要な資料の提供を受け、会計監査人の職務の実行状況および当事業年度における監査計画、関与予定の会計士等を確認し、報酬額の見積りについて検討を行いました結果、相当であると判断したため、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人に対する行動の基本方針として行動規範及び行動規準を定め、遵守に努めるものとする。
- ②「取締役会規則」に従い、取締役会を定期に開催して業務執行の状況を報告するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図るものとする。
- ③取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担等の監査基準に従って監査等委員会が監査し、経営に対する監査機能の強化を図るものとする。
- ④内部監査機関として執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部業務監査規定」及び「財務報告に係る内部統制規定」に従って定期的に内部監査またはモニタリングを実施し、内部統制の充実、徹底を図るものとする。
- ⑤法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務部門または監査等委員会を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令定款違反及び社内規定に反する行為を早期に発見し、その予防を図るものとする。
- ⑥監査等委員会は当社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報及び文書については、「文書関係規定」に従ってその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。
- ②取締役の職務執行に係る情報及び文書については、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が随時閲覧できることとする。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①当社の事業運営に伴うリスクの管理については、「リスク管理規定」に従い、リスク対策委員会を設置して社内外のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、各リスクの主管責任部門がその対応策を実施してマニュアルの作成、見直し及び研修を必要に応じて行い、そのリスクの低減等に取り組むものとする。
- ②不測の事態が発生した場合は、「危機管理規定」に従い、社長指揮下の緊急時対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行って損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制をとるものとする。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期及び適宜臨時に開催し、取締役間で意思の疎通を図るとともに、「取締役会規則」で定める重要事項について迅速かつ適切な意思決定を行うものとする。
- ②監査等委員会設置会社として、取締役会は、取締役に対し重要な業務執行の決定の一部を委任して、取締役の職務の執行の迅速化及び監督機能の強化を図るものとする。
- ③業務執行の適正化、迅速化及び監督機能の強化を図るため、業務役員を置くものとする。  
業務役員は重要な使用人として取締役会が任命し、取締役はその指揮の下で業務役員に業務執行を分担し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。
- ④取締役会のほか、業務執行取締役及び業務役員で構成する経営会議を定期に開催し、経営全般にわたる情報の共有化を図り、業務執行の迅速化を図るものとする。
- ⑤取締役及び業務役員の業務執行については、「職務権限規定」、「業務分掌規定」等に従った権限の委譲を行い、その効率化を図るものとする。

## **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

### **①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社の定める「関係会社管理規定」に従い、子会社の管理及び経営指導を行うとともに、子会社に対して、経営計画、営業成績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求めるものとする。

### **②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

子会社においては、その規模及び特性等を踏まえ、リスクの評価及び管理体制を適切に構築し、運用するものとする。

### **③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

ア. 子会社における迅速かつ効率的な意思決定を行うため、子会社は取締役会を定期に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行うものとする。

イ. 子会社は自社の社内規定に従い、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるようにするものとする。

### **④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

ア. 当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社及び子会社全てに適用する行動指針として行動規範及び行動規準を定め、遵守に努めるものとする。

イ. 子会社の業務執行については、当社の内部監査部門による内部監査を定期的実施し、適正の確保を図るものとする。

## **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数等）については、取締役会は監査等委員会の意見を聴取し、人事担当部門及び関係部門の意見を考慮して専任の使用人を決定するものとする。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価は監査等委員会が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を必要とするものとする。

**(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社または子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令定款違反、その他のコンプライアンス上の重要な事項について、当社の監査等委員会に都度報告するものとする。
- ② 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

**(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会へ前項①の報告を行った当社または子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

**(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

## **(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、取締役及びその他の使用人の業務執行を監視することとする。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と、必要に応じて意見交換を行うものとする。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役（もしくはこれに相当する者）は相互に連携を保つものとする。

## **(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### **(1) コンプライアンス**

当社は、当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針について決議するとともに、コンプライアンスの基本方針となる行動規範および行動基準を定め、周知して遵守するよう努めております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、法令定款違反および社内規定に反する行為の早期発見およびその予防に努めております。

### **(2) 取締役の職務執行**

当事業年度において取締役会を10回開催し、法令、定款および取締役会規則等に定められた事項の決議を行うほか、業務執行取締役、業務役員および部門長で構成する経営会議を6回開催し、経営全般にわたる業務執行に関する事項について審議を行い、業務執行状況の報告等を通じて業務執行取締役および業務役員ならびに部門長の情報の共有化を図るとともに、お互いの業務執行を監督・監視し、迅速な意思決定および効率的な事業運営を図っております。

### (3) 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を10回開催し、監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員は取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各業務部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針、監査計画ならびに日程などについて意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについての情報交換も行い、会計監査人と相互連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査部門より内部監査またはモニタリングの状況などの報告を受けるほか、内部監査部門に対し必要に応じて監査に関する指示を行うなど、内部監査部門とも相互連携して意見交換および情報交換を行っております。

### (4) 内部監査の実施

内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各業務部門に対して内部監査またはモニタリングを実施するほか、監査等委員会より指示を受けた事項に関するヒアリング・調査を行って監査等委員会にその調査報告を行っております。

内部監査部門は、監査またはモニタリング結果を代表取締役および監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と相互連携して意見交換および情報交換を行っております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・取引先・社員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模な買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会が代替案を提案するための必要な情報や時間を与えることなく行われるもの、当社と当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社では、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

#### ①基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

##### (i) 企業価値向上の取組み

当社は、1938年に創業以来、超硬合金・超硬工具の専門メーカーとして、「独創性豊かな技術開発で世界に貢献する」ことを経営理念に掲げ、新技術・新製品の創造による成長の持続を目指しております。

また、当社は、その経営理念の実現のために、当社取締役会が策定する経営の基本方針及び中長期的な経営戦略に基づき、素材の開発から一貫した製品づくりを行い、国内外の幅広い需要家に提供していく中で、時代に即した事業体制の構築を進め、企業価値の向上に努めております。

さらに、継続して社会から信頼され、企業倫理に則した公正な事業活動を推進していくために、内部統制システムを整備してコンプライアンス重視の経営体制を進めております。

このような取組みを通じて、当社は、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を実現し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに最大限に配慮しながら、継続的、安定的に収益を確保し、企業価値を高めることが経営の最重要課題と考えております。

### 【経営理念】

経営は創造である。習慣を打破し独創性豊かな技術開発で世界に貢献し、澆刺とした人材の結集で自己啓発を促進しその能力を最高に発揮する。

### 【経営の基本方針】

生産財の一隅を担うメーカーとして産業界の創造的製品並びに新素材の出現、加工技術の進展に常に追随しうる情報力を養い、技術力と開発力を備え、本業による収益を高めて株主に報い、従業員の生活環境を満たし、各種取引先との共存に配慮して社会に貢献する。

### 【中長期的な経営戦略】

1. 当社グループは、超硬工具を基盤として、その主要製品分類である、
  - (1) 切削工具
  - (2) 金型を中心とした耐摩耗、耐衝撃工具
  - (3) 上記各工具の超硬合金材料を三本柱として、バランスのとれた営業力を維持強化する。
  
1. 各工具ともに、新製品の開発、新分野開拓を積極化し、市場における営業対象分野の拡大、被加工材、加工技術の変遷、多様化また高度化に対処し、独自技術を有する特徴ある企業として存立する。
  
1. 超硬工具の中で、最大のマーケットを有し、世界的に製品規格の共有化が可能な切削工具において、
  - (1) 特定産業に傾かず、需要家を広く求めるとともに、一方では流通経路を重用して、多様なマーケットへ裾野広く販路を展開する。
  - (2) 欧米、アジア各国等の海外マーケットへ注力し、対売上高輸出比率の向上を図る。

### (ii) コーポレートガバナンスの充実への取組み

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経営体制を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性・健全性の向上に努めております。



その一環として、2015年6月26日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会は独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を加えた7名の実効取締役で構成し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による意思決定の迅速化等を図っております。

現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役会を最高の意思決定及び監督機関とし、定期または必要に応じて臨時に開催して取締役及び業務役員が出席し、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項を審議・決定するほか、業務執行状況の報告等を通じて取締役または業務役員間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・監視しています。

また、業務執行取締役に業務役員を加えた経営会議を構成し、原則として毎月1回定期または必要に応じて臨時に開催し、年度経営計画、方針管理並びに会社業績の報告及びその対応策等、経営全般にわたる業務執行に関する事項を審議し、情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。さらに、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任しており、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成し、法令、定款及び監査等委員会規則に従い、取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員以外の取締役の選任・指名及び報酬に関する議案の内容についての意見陳述等を通じて各決定プロセスの透明性、客観性の確保に努めております。さらに、常勤の監査等委員である取締役を置くことで、質の高い情報の収集効率を高め、内部統制システムの活用や会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図り、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会による監査の実効性を高めることに努めております。

また、当社は、東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、下記方針に沿って、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実に取組んでまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の実質的な確保に努める。
- (2) 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5) 株主との建設的な対話に努める。

## ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、当初2008年6月27日開催の第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、「本プラン」という。）を導入し、直近では2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会の決議により、株主の皆様のご承認を得て、一部内容を変更した上で本プランを継続しております。

本プランでは、当社株券等に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を行おうとする者（以下、「大規模買付者」という。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、追加情報についても適宜合理的な回答期限を設け、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

従いまして、大規模買付行為は、当社において対抗措置を発動するか否かに係る判断を行うために合理的に必要な期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として、対抗措置をとりません。

他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び遵守していても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

なお、対抗措置の中には例えば既存の株主に対する新株予約権の無償割当てなどの措置を含んでおりますが、当社はこの場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置をとるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、特別委員会の勧告または取締役会の判断により、株主の皆様のご意思を確認することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催することがあります。

### **(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

#### **①基本方針の実現に資する特別な取組み**

前記(2)①に記載した企業価値向上への取組みやコーポレートガバナンスの充実への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的、安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。また、その内容に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### **②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、当社の基本方針に沿うものであります。

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に導入されたものであること、有効期間を3年間とするサンセット条項が付され、有効期間満了前であっても株主総会の決議により廃止できるとされていること、本プランによる対抗措置がとられる際には必ず独立性の高い者のみから構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されていることなどにより、その合理性・客観性が担保されていることから、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,019,543</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,257,472</b>
現金及び預金	1,202,304	支払手形及び買掛金	450,158
受取手形及び売掛金	1,798,670	電子記録債務	673,923
商品及び製品	2,245,806	短期借入金	2,386,635
仕掛品	1,449,014	未払法人税等	42,021
原材料及び貯蔵品	960,739	賞与引当金	194,268
未収入金	244,546	その他	510,465
その他	140,808	<b>固定負債</b>	<b>4,643,370</b>
貸倒引当金	△22,346	長期借入金	2,646,522
<b>固定資産</b>	<b>8,060,159</b>	リース債務	1,166,573
<u>有形固定資産</u>	<u>6,130,309</u>	資産除去債務	17,560
建物及び構築物	1,651,183	長期未払金	64,765
機械装置及び運搬具	2,117,202	退職給付に係る負債	747,950
土地	975,530	<b>負債合計</b>	<b>8,900,843</b>
リース資産	1,246,916	<b>(純資産の部)</b>	
その他	139,477	<b>株主資本</b>	<b>6,504,844</b>
<u>無形固定資産</u>	<u>264,644</u>	資本金	3,099,194
電話加入権	17,259	資本剰余金	1,703,329
その他	247,385	利益剰余金	1,748,799
<u>投資その他の資産</u>	<u>1,665,204</u>	自己株式	△46,478
投資有価証券	1,260,037	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>674,015</b>
関係会社出資金	300,900	その他有価証券評価差額金	379,857
差入保証金	53,822	為替換算調整勘定	163,259
保険積立金	27,007	退職給付に係る調整累計額	130,898
繰延税金資産	45,024	<b>純資産合計</b>	<b>7,178,859</b>
その他	6,013	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,079,703</b>
貸倒引当金	△27,600		
<b>資産合計</b>	<b>16,079,703</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,067,127
売 上 原 価		5,725,954
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,341,172</b>
販売費及び一般管理費		2,331,118
<b>営 業 利 益</b>		<b>10,054</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30,855	
助 成 金 収 入	2,624	
補 助 金 収 入	5,419	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	21,422	
受 取 賃 貸 料	8,049	
為 替 差 益	27,377	
そ の 他 収 益	20,689	116,437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,176	
支 払 手 数 料	28,366	
そ の 他 費 用	6,053	106,596
<b>経 常 利 益</b>		<b>19,895</b>
特 別 利 益		
保 険 差 益	72,928	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,830	75,758
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	4,961	4,961
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>90,692</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	40,686	
法 人 税 等 調 整 額	△14,758	25,927
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>64,765</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>64,765</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021 年 4 月 1 日から  
2022 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021 年 4 月 1 日 残 高	3,099,194	1,703,329	1,690,912	△46,303	6,447,132
会計方針の変更による累積的影響額			△6,877		△6,877
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,099,194	1,703,329	1,684,034	△46,303	6,440,254
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			64,765		64,765
自己株式の取得				△175	△175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	64,765	△175	64,589
2022 年 3 月 31 日 残 高	3,099,194	1,703,329	1,748,799	△46,478	6,504,844

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021 年 4 月 1 日 残 高	385,184	58,446	60,561	504,193	6,951,325
会計方針の変更による累積的影響額					△6,877
会計方針の変更を反映した当期首残高	385,184	58,446	60,561	504,193	6,944,448
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					64,765
自己株式の取得					△175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,327	104,812	70,336	169,821	169,821
連結会計年度中の変動額合計	△5,327	104,812	70,336	169,821	234,411
2022 年 3 月 31 日 残 高	379,857	163,259	130,898	674,015	7,178,859

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

( 2022年3月31日現在 )

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,274,806</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,208,929</b>
現金及び預金	1,016,397	支 払 手 形	138,349
受 取 手 形	129,020	電 子 記 録 債 務	673,923
電 子 記 録 債 権	94,762	買 掛 金	292,927
売 掛 金	1,590,871	短 期 借 入 金	900,000
商 品 及 び 製 品	1,674,349	一年以内返済予定長期借入金	1,486,635
仕 掛 品	1,449,014	一年以内返済予定リース債務	189,324
原材料及び貯蔵品	960,739	未 払 費 用	114,800
前 払 費 用	59,949	未 払 法 人 税 等	38,018
未 収 入 金	245,425	賞 与 引 当 金	194,268
そ の 他	61,693	設 備 関 係 支 払 手 形	37,482
貸 倒 引 当 金	△7,417	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	74,216
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,142,131</b>	設 備 関 係 未 払 金	21,792
有 形 固 定 資 産	6,119,267	そ の 他	47,188
建 物	1,501,428	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,774,269</b>
構 築 物	149,754	長 期 借 入 金	2,646,522
機 械 及 び 装 置	2,110,119	リ ー ス 債 務	1,166,573
車 輛 運 搬 具	1,480	資 産 除 去 債 務	17,560
工 具、器 具 及 び 備 品	131,275	長 期 未 払 金	64,765
土 地	975,530	退 職 給 付 引 当 金	878,848
リ ー ス 資 産	1,246,916	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,983,198</b>
建 設 仮 勘 定	2,761	<b>(純資産の部)</b>	
無 形 固 定 資 産	262,258	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,053,882</b>
電 話 加 入 権	17,259	資 本 金	3,099,194
そ の 他	244,999	資 本 剰 余 金	1,703,329
投 資 其 他 の 資 産	1,760,604	資 本 準 備 金	1,689,280
投 資 有 価 証 券	1,260,037	そ の 他 資 本 剰 余 金	14,048
関 係 会 社 株 式	126,098	自 己 株 式 処 分 差 益	14,048
関 係 会 社 出 資 金	279,507	利 益 剰 余 金	1,297,837
差 入 保 証 金	50,869	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,297,837
保 険 積 立 金	27,007	繰 越 利 益 剰 余 金	1,297,837
繰 延 税 金 資 産	38,672	自 己 株 式	△46,478
そ の 他	6,013	<b>評 価・換 算 差 額 等</b>	<b>379,857</b>
貸 倒 引 当 金	△27,600	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	379,857
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,416,937</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,433,739</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>15,416,937</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021 年 4 月 1 日から  
2022 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,731,100
売 上 原 価		5,792,440
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,938,659</b>
販売費及び一般管理費		1,966,941
<b>営 業 損 失</b>		<b>28,281</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	140,901	
為 替 差 益	27,609	
受 取 賃 貸 料	8,049	
助 成 金 収 入	2,624	
補 助 金 収 入	5,419	
そ の 他 収 益	15,567	200,172
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,176	
支 払 手 数 料	28,366	
そ の 他 費 用	5,272	105,814
<b>経 常 利 益</b>		<b>66,075</b>
特 別 利 益		
保 険 差 益	72,928	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,830	75,758
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	4,961	4,961
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>136,872</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,000	
法 人 税 等 調 整 額	△15,663	△4,663
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>141,536</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
		自己株式 処分差益		繰越利益 剰 余 金		
2021年4月1日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,163,178	1,163,178
会計方針の変更による累積的影響額					△6,877	△6,877
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,156,301	1,156,301
事業年度中の変動額						
当期純利益					141,536	141,536
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	141,536	141,536
2022年3月31日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,297,837	1,297,837

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△46,303	5,919,399	385,184	385,184	6,304,584
会計方針の変更による累積的影響額		△6,877			△6,877
会計方針の変更を反映した当期首残高	△46,303	5,912,521	385,184	385,184	6,297,706
事業年度中の変動額					
当期純利益		141,536			141,536
自己株式の取得	△175	△175			△175
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△5,327	△5,327	△5,327
事業年度中の変動額合計	△175	141,360	△5,327	△5,327	136,032
2022年3月31日残高	△46,478	6,053,882	379,857	379,857	6,433,739

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ダイジェット工業株式会社  
取締役会 御 中

清 友 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 矢 本 博 三

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 和 田 司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイジェット工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ダイジェット工業株式会社  
取締役会 御 中

清 友 監 査 法 人  
大 阪 事 務 所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 矢 本 博 三  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 和 田 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

ダイジェット工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 井 川 貴 夫 ㊟

監 査 等 委 員 小 島 康 秀 ㊟

監 査 等 委 員 平 井 満 ㊟

(注) 監査等委員小島康秀及び平井 満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましては、財務体質強化のための内部留保とともに経営の重要な政策課題と認識し、安定した配当を維持すべきことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の厳しい経営環境等を総合的に勘案し、1株当たり15円とし、次のとおりといたしたいと存じま

す。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 15円 総額44,578,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定める者の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附 則)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附 則)</p> <p><u>第 2 条</u> 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各取締役候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけずみ あゆむ 生悦住 歩 (1962年9月9日生) <b>再任</b>	1985年4月 ㈱富士銀行入行 1991年6月 当社入社 1995年6月 取締役国際部長 1997年6月 常務取締役管理部長兼営業統括部長 1998年9月 常務取締役 2001年6月 専務取締役 2003年6月 代表取締役副社長 2006年6月 代表取締役社長（現任）	62,000株
<p>選任の理由</p> <p>生悦住 歩氏は、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップにより国内外の事業を牽引してきた実績と経営者としての経験と見識を有し、取締役会議長として経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行って取締役会の意思決定機能を高め、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			
2	こばやし ゆういち 古林雄一 (1957年10月7日生) <b>再任</b>	1982年3月 当社入社 2006年4月 製造本部生産企画部長 2008年6月 製造本部三重事業所長 2011年6月 業務役員生産企画部長 2013年6月 取締役製造担当兼生産企画部長 2015年6月 常務取締役 営業・製造・技術担当 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司 董事長（現任） 2017年4月 当社常務取締役経営企画部長 2020年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役経営企画部長（現任） (重要な兼職の状況) 黛杰漢金（滄州）精密模具有限公司董事長	7,400株
<p>選任の理由</p> <p>古林雄一氏は、当社の常務取締役として当社グループの主要部門を統括し、事業構造改革を推進してきた実績と生産管理部門を中心に製造部門、生産技術部門、営業部門等における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あんどうのぶお <b>安藤 信夫</b> (1963年5月18日生) <b>再任</b>	1987年4月 ㈱富士銀行入行 2003年7月 ㈱みずほ銀行京都支店次長 2010年10月 みずほ信託銀行㈱大阪支店上席部長代理 2013年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 2016年7月 当社入社 経理部長 2016年10月 業務役員経理部長 2017年6月 取締役経理部長 2018年6月 取締役総務部長兼経理部長 (現任)	3,200株
	選任の理由 安藤信夫氏は、当社の総務部長および経理部長として総務・経理部門を担当・統括し、当社グループの業務改革を推進してきた実績と金融機関での豊富な経験とそれに基づく高度で専門的な見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
4	ふじいしげみつ <b>藤井 繁光</b> (1959年4月28日生) <b>再任</b>	1982年3月 当社入社 2012年4月 切削工具技術部長 2017年4月 三重事業所長 2019年4月 業務役員三重事業所長 2021年6月 取締役三重事業所長 (現任)	1,400株
	選任の理由 藤井繁光氏は、当社の三重事業所長として三重事業所の事業運営を担当し、事業所の運営管理を統括してきた実績と技術部門全般における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、生悦住 歩、古林雄一、安藤信夫、藤井繁光の各氏が、当該保険契約の被保険者となっております。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

**【参 考】** 各取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、経営戦略に基づき、能力・知識・経験においてバランスよく備わるよう構成し、その実効性の確保につとめております。

		各取締役に期待する専門性および経験									
氏 名	地 位 (現時点)	企業経営	内部統制 ガバナンス	環 境	営 業 マーケティング	国 際 ビジネス	製 造 研究開発	IT	財務・会計 税 務	人 事 人材開発	法 務 リスク管理
生悦住 歩	代表取締役 社 長	●	●	●	●	●	●		●	●	
古 林 雄 一	常務取締役	●		●	●	●	●			●	
安藤信夫	取締役	●	●	●				●	●	●	●
藤井繁光	取締役			●		●	●	●		●	
井川貴夫	取締役 (常勤監査等委員)		●	●	●						
小島康秀	社外取締役 (監査等委員)		●						●		
平 井 満	社外取締役 (監査等委員)		●								●

- (注) 1. 上記の一覧表は、各役員が有するすべての知見および経験を表すものではありません。  
 2. 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会として専門分野等のバランスを本マトリックスにて示すものとなります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員という。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、すべての監査等委員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はりばら よしつぐ 針原 祥次 (1955年3月28日生)	1989年4月 弁護士登録 1995年4月 針原法律事務所（現 針原辻岡法律事務所）開設（現任） 2019年6月 当社補欠監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 針原辻岡法律事務所弁護士	0株
選任の理由および期待される役割の概要 針原祥次氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査・監督していただくために、補欠の監査等委員として適任と判断いたしました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、会社法務に精通し、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項および定款第31条第2項に基づき、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が監査等委員に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社は同候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。



**第5号議案** 故代表取締役会長生悦住 望氏に対する弔慰金贈呈の件

2021年12月8日に逝去されました故代表取締役会長生悦住 望氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で弔慰金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏に対する弔慰金は、当社の業績および企業価値の向上に尽力されたため贈呈するものであり、その金額は「役員等慶弔見舞金支給規定」に基づき、役位、月額報酬等に応じて算定するものであるため、相当であると判断しております。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、同氏の在任中の業務執行状況および業績等を評価したうえで、妥当であると判断しております。

故代表取締役会長生悦住 望氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
い け ず み のぞむ 生 悦 住 望	1968年 5月 当社取締役
	1969年 11月 当社常務取締役
	1974年 5月 当社専務取締役
	1977年 6月 当社代表取締役専務取締役
	1977年 10月 当社代表取締役社長
	2006年 6月 当社代表取締役会長
	2021年 12月 逝去

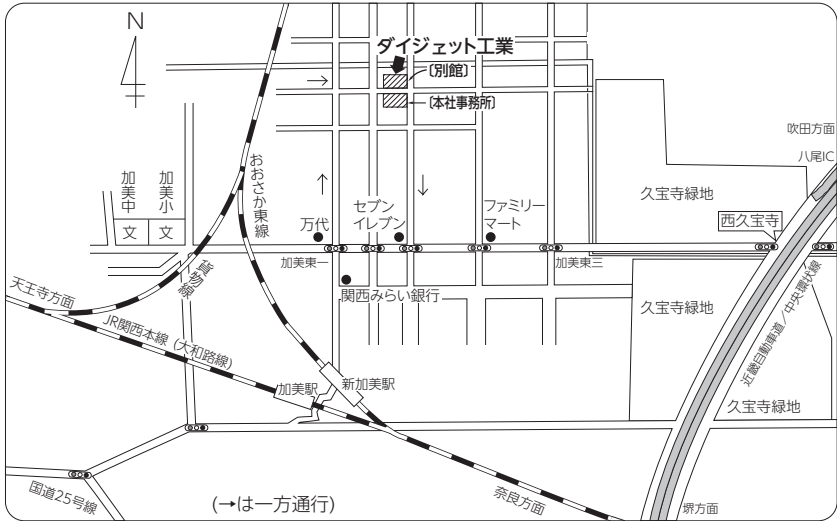
以 上

MEMO

MEMO

## 株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市平野区加美北9丁目16番18号  
ダイジェット工業株式会社  
本社別館会議室（本社事務所北側）  
T E L 06 (6791) 6781



J R 関西本線（大和路線）加美駅より徒歩約12分

J R おおさか東線 新加美駅より徒歩約12分